

公益財団法人 金子岩三奨学財団 奨学金給付事業
令和8年度奨学生募集要項

1. 事業の趣旨

長崎県内に住所を有する者の子弟で、長崎大学水産学部に在籍し、水産科学を学修する者に対して、修学に要する学資その他の費用に充てるための奨学金を給付することにより、水産分野における有為な人材の育成に寄与することを目的とする。

2. 奨学金概要

給付額：月額 20,000円（原則、返還義務なし）

給付期間：令和8年4月～令和12年3月（4年間）

給付方法：毎年4月、7月、10月、1月の各25日に、向こう3か月分を届け出た口座へ振込みにて給付する。

ただし、初年度における4月分（4～6月）の奨学金は、次の7月分と合算して、まとめて給付する。

3. 採用人数

2名

4. 応募資格

令和8年4月1日現在において長崎大学水産学部に在学する1年次のうち、長崎県内に住所を有する者の子弟で、当財団の奨学金の給付を希望し、長崎大学水産学部長が責任をもって推薦する者。ただし、併用不可の他の奨学金を受給中又は申請予定の者は応募不可とする。

5. 応募期間

令和8年4月2日（木）～令和8年4月24日（金）

6. 応募書類

- (1) 奨学生願書（奨学金の返還を請求する場合があるため、連帯保証人との連署が必要）
- (2) 小論文 ※テーマは別途指示
- (3) 住民票（保護者の住所が確認できるもの）
- (4) 家族調書（別居家族を含む所属世帯の全員分）

7. 応募方法

奨学金の給付を希望する者は、5の応募期間に6に掲げる書類を長崎大学水産学部学務係へ提出すること。

長崎大学水産学部は、同学部長からの推薦を得た者に係る書類を当財団へ提出すること。

8. 選考方法

長崎大学水産学部長からの推薦により、当財団において、書類選考により審査する。

9. 奨学生の決定

選考結果は、令和8年6月末までに本人及び長崎大学水産学部長へ書面で通知する。

10. 奨学生の義務

- (1) 每年10月末及び3月末までに、成績証明書及び活動報告書を当財団へ提出すること。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、直ちに当財団へ届け出ること。
 - ① 休学、復学又は退学するとき
 - ② 停学、除籍その他の処分を受けたとき
 - ③ 標準修業年限（4年間）で成業の見込みがなくなったことが確定したとき
 - ④ 長崎大学の他の学部に転学部することが決まったとき
 - ⑤ 当財団の奨学金給付を辞退するとき
 - ⑥ 氏名、住所、電話番号、その他重要な事項に変更があったとき（連帯保証人に関する事項を含む）
- (3) 各給付ごとに所定の受領書を押印のうえ当財団へ提出すること。

11. 奨学金給付の一時停止

奨学生が次のいずれかに該当する場合は、奨学金の給付を一時停止することがある。

- ① 休学したとき
- ② 10. 奨学生の義務（1）を適切に果たさなかったとき
- ③ その他当財団において一時停止が必要と認めたとき

12. 奨学生の資格喪失・奨学金の返還請求

奨学生が次のいずれかに該当する場合は、奨学生の資格を喪失する。また、当財団が奨学生として適切ではないと判断した場合は、すでに支払った奨学金の返還を請求することがある。

- ① 退学したとき
- ② 停学、除籍その他の処分を受けたとき
- ③ 標準修業年限（4年間）で成業の見込みがなくなったとき
- ④ 長崎大学の他の学部に転学部したとき
- ⑤ 当財団の奨学金給付を辞退したとき
- ⑥ 学業成績が著しく不良となったとき
- ⑦ 提出書類に虚偽・不正があったとき
- ⑧ 奨学生の義務を怠ったとき
- ⑨ 奨学生が死亡したとき
- ⑩ その他、奨学生として適切でない事実があったとき

13. 個人情報の取扱い

応募の際に提出された個人情報は、奨学生の選考、採用及び当財団が奨学金給付事業を遂行するため必要となる業務以外には使用しない。

14. 財団によるインターンシップの提供

当財団は、奨学生に対して、奨学金の給付のほか広く実社会に触れる機会や実務的な学びの機会の提供を通じて、充実した学生生活の一助となるよう支援する。

15. 問い合わせ先

公益財団法人 金子岩三奨学財団事務局

〒850-0057

長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル本館10階

電話 (095) 823-1800